病院図書館 2007;27(2):105-107

# 近畿病院図書室協議会会則

### 第1条(名称)

本会は近畿病院図書室協議会(病図協と略称)という。(以下本会という)

# 第2条(目的)

本会は会員相互の緊密な連携と協力により病院図書室の充実、および医療情報活動に貢献する ことを目的とする。

# 第3条(組織)

本会は、第2条の目的に賛同する病院図書室をもって組織する。

### 第4条(事業)

本会は会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 図書室職員の研究・研修・講演会等。
- 2 雑誌所在目録の編集と発行。
- 3 会誌の発行。
- 4 文献の相互貸借。
- 5 その他必要と思われる事業。

# 第5条(入会および退会)

本会に入会を希望するところは別に定める資格を必要とする。

退会を希望する場合は、その旨の届出を必要とする。

入会に際しては、入会金を徴収する。

# 第6条(義務)

本会の会員は次に定める義務を負う。

- 1 会費の納入(会費は年額30,000円とする)。
- 2 総会への出席。
- 3 その他、本会が定めた事業への協力、参加。

### 第7条(役員)

本会には次の役員をおく。

会 長 1 名

事務局長 1 名

幹 事 若干名

**監 査 2 名** 

会長、事務局長は役員会で選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

# 第8条(会議)

1 総会

総会は年一回開き、本会の最高議決機関とし、活動方針、予算・決算の承認、役員の選出、 会則の変更を行う。臨時総会は必要に応じて随時会長が招集する。

2 役員会

役員病院の管理者および図書室担当者で組織し、会の主要事項を審議する。

3 幹事会

### 病院図暋館 2007;27(2)

幹事病院の図書室担当者と事務局長で組織し、会の運営に当る。

## 第9条(会計)

本会の経費は、会費・賛助金・寄附金・入会金・事業収入をもって充てる。

会計監査は会員の中から監査員を選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

### 第10条(事務局)

本会の事務局は社会保険神戸中央病院医学資料室におく。

〒651-1145 神戸市北区惣山町2丁目1-1

# 第11条(改訂および変更)

本会の会則の改訂および変更は、総会において決定する。

第12条 本会は賛助会員をおくことができる。

### 「付則〕

- 1. 本会の役員任期・会計年度は総会より次期総会までとする。
- 2. 本会則は1974年11月16日から実施する。
- 3. 本会則に定めていない事項については内規で定める。
- 4. 本会則は1975年11月29日改正施行する。
- 5. 本会則は1978年3月30日改正施行する。
- 6. 本会則は1979年3月24日改正施行する。
- 7. 本会則は1984年3月24日改正施行する。
- 8. 本会則は1998年3月26日改正施行する。
- 9. 本会則は2000年3月30日改正施行する。
- 10. 本会則は2004年3月30日改正施行する。
- 11. 本会則は2005年3月25日改正施行する。

### [内規]

# 1 入会资格

本会に入会を希望するところは、次の資格を必要とする。

- (1) 図書室(館)があること。(併設も可)
- (2) 司むおよび図費室(館)業務を担当する者がいること。(兼任も可)
- (3) その他の医療関連機関の入会を拒まないこと。
- (4) 入会の可否については幹事会の承認を得ること。
- (5) 各事業活動への参加が可能なこと。
  - 1. 雑誌など所蔵データの提出
  - 2. 相互貸借の実施
  - 3. 研修会への参加
  - 4. 会誌への投稿協力
  - 5. 統計調査データの提出
- (6) 総会への出席もしくは委任状の提出が可能なこと。
- (7) 要請があれば、2年以上幹事または各部員を担当すること。
- 2 賛助会員制度

本会事業を賛助する個人または団体を賛助会員とする。

- (1) 会員と同じく、出版物の入手、研修会等への参加は可能とする。
- (2) 制限事項
  - 1. 総会での議決権
  - 2. 役員や委員への委嘱
  - 3. 会員相互貸借事業への参加
- (3) 会費等は幹事会で定める。
- 3 入会時期

本会に入会する時期は、年度初めとする。